

真庭剣道連盟会則

(名称)

第1条 本連盟は、真庭剣道連盟と称する。

(団体)

第2条 本連盟は、真庭地域における道場、スポーツ少年団、職域等を単位として結成された剣道、居合道、杖道（以下「剣道等」という。）の愛好者団体及びその会員を統括する団体である。

(目的)

第3条 本連盟は、「剣の理法の修錬による人間形成の道である」との剣道の理念を踏まえ、剣道等を通じて会員の心身の練磨及び親睦融和を図るとともに、剣道等の発展、青少年の育成、加盟団体相互の連絡、融和に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種大会の開催及び後援
- (2) 講習会及び稽古会の開催
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡及び協力
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第5条 本連盟は、第3条に規定された目的に賛同する次の団体及び個人をもって組織する。

- (1) 剣道等の段位を有する真庭の剣道等の愛好者をもって結成された団体
 - (2) 成年の剣道等の段位を有する剣道等の愛好者で、前号の団体に所属する個人
 - (3) 18歳未満の剣道等の段位を有する剣道等の愛好者で、第1号の団体に所属する個人
- 2 前項第2号及び同項第3号の個人は、必ず同項第1号に規定する団体に所属しなければならない。
- 3 第1項第1号の団体を「団体会員」、同項第2号の個人を「個人会員」、同項第3号の個人を「準会員」とし、以下「会員」という。

(入会及び会員登録)

第6条 団体会員の入会は、入会を希望する団体の代表者が入会願（様式1）に個人会員及び準会員（以下「個人会員等」という。）の名簿と誓約書（様式3）を添えて会長に提出し、会長が、理事会の決議及び総会の承認を得て認めるものとする。

- 2 前項の入会願（様式1）に添付された名簿に記載された者は、所属する団体が団体会員として認められたことをもって、個人会員等とする。
- 3 個人会員等の入会は、所属しようとする団体会員が入会願（様式2）及び誓約書（様式3）を取りまとめて会長に提出し、会長が、理事会の決議及び総会の承認を得て認めるものとする。
- 4 団体会員は、継続してその団体に所属する個人会員等を登録するため、毎年度、会員名簿（様式4（会費納入者一覧表と同一用紙））を作成し、会長に報告しなければならない。
- 5 前年度に個人会員等として登録された者が、新規登録年度に前項の会員名簿（様式4）に記載されなかったときは、退会又は所属する団体会員を変更しなければならない。
- 6 前項の届けは、退会は退会届（様式7）を、他の団体会員に所属する場合は所属団体変更届（様式8）を作成し、所属する団体会員の代表者が取りまとめて会長に提出しなければならない。退会届及び所属団体変更届の提出がないときは、退会したものとみなし、再入会する場合は、第3項に規定する手続きによらなければならない。
- 7 個人会員等の入会に関し、過去において執行猶予を含む懲役、禁錮及び拘留の確定判決を受けた者は、その刑期終了後、2年を経過しなければならない。
- 8 個人会員等の入会に関し、本連盟及び本連盟以外の剣道連盟等の団体において除名及び会員資格等の停止処分を受けた者は、その処分終了後、2年を経過しなければならない。
- 9 第7項及び前項に規定する者の入会は、所属しようとする団体会員の下で1年以上、修練し、当該団体会員の代表者が、将来において第3条に規定された剣道の理念が実践できる者であることを認めた場合に、同代表者の連名をもって入会願（様式5）を会長に提出することができる。ただし、第7項及び前項に規定する期間を経過しなければならない。
- 10 前項の入会願を受けた会長は、理事会の決議を経て、総会の承認を得たうえで入会を認めることができる。

（会員資格の喪失）

第7条 会員は、次の事由によって会員資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 団体会員における当該団体の解散又は当該個人会員等の死亡
- (3) 除名

（退会）

第8条 会員は、いつでも本連盟を退会することができる。

- 2 団体会員の退会は、当該団体の代表者が退会届（様式6）を会長に提出しなければならない。
- 3 前項により退会した団体会員に所属する個人会員等は、退会又は他の団体会員に所属しなければならない。退会は退会届（様式7）を、他の団体会員に所属する場合は所属団体変更届（様式8）を作成し、退会する団体会員の代表者が取りまとめて会長に提出しなければならない。
- 4 第10条第2項の規定に違反して会費及び経費を納入しなかったものは、退会したものとみなし、再入会する場合は、第6条第1項から第3項に規定する手続きによらなければならない。

（権利）

第9条 個人会員等は、本連盟主催の大会・講習会・練成会・稽古会に参加することができる。

（義務）

第10条 会員は、第3条に規定する本連盟の目的の達成に寄与するものとする。

- 2 会員は別に定めるところに従って毎年度、会費及び経費を納入しなければならない。
- 3 会員は、（公財）全日本剣道連盟及び（一財）岡山県剣道連盟（以下「上部団体」という。）並びに本連盟の諸規則を遵守するとともに、剣道の指導及び奨励並びに事業に協力するものとする。
- 4 会員は暴力、各種ハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）、差別、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）、反社会勢力との交際等の違法行為や剣道の精神を損なうような行動を行うなど、剣道人としての社会的信用を失墜する行為をしてはならない。
- 5 会員は、前各項に掲げるもののほか、上部団体及び本連盟の諸規則に反し、上部団体及び本連盟の名誉を損なうなど、不適切な行為をしてはならない。

（除名及び資格停止等）

第11条 本連盟の会員としての義務に違反し、又は上部団体及び本連盟の名誉を汚した者並びに執行猶予を含む懲役、禁錮及び拘留の確定判決を受けた者について、会長は、必要な審査を経て、理事会の決議及び総会の承認を得て次の処分をすることができる。

- (1) 団体会員及び個人会員等の除名処分
- (2) 団体会員及び個人会員等資格の停止処分
- (3) 団体会員及び個人会員等の口頭又は文書による厳重注意処分

(4) 団体会員及び個人会員等の行事等への参加禁止処分

- 2 会長は、前項の必要な審査に際し、被審査者及び参考人に対して口頭又は文書による報告を求めることができる。
- 3 前項の報告を求められた被審査者及び参考人は、速やかに所要事項を報告しなければならない。
- 4 会長は、第1項の処分に先立ち、被審査者に弁明等を記載した陳述書の提出を求め、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該被審査者から弁明等をしない旨の申し立てがあった場合は、この限りではない。
- 5 除名後の再入会は、別に定める再教育プログラムを受講して、その試験に合格しなければならない。
- 6 団体会員及び個人会員等の資格停止処分は、無期又は有期の停止期間を定めなければならない。有期は1年以上とする。
- 7 会長は、審査及び理事会決議並びに総会の承認及び不承認の結果をもって、被審査者の処分及び不処分（以下「処分等」という。）を決定しなければならない。
- 8 会長は、前項の決定をしたときは、被審査者に対し、処分等の事由の要旨を記載した決定書を送達して処分をするものとする。この場合において、被審査者が個人会員等であるときは、会長は、所属団体会員の代表者に対しても、当該決定書の写しを送付して処分の通知を行うものとする。
- 9 第7項の決定に異議がある場合は、総会に再審の請求ができるものとする。

(役員)

第12条 本連盟に次の役職員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名（女性を含む）
- (5) 監事 2名

(選出方法)

第13条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は、総会の決議で選出する。
- (2) 副会長は、会長が総会に推挙し、総会の決議で選出する。
- (3) 理事長は、理事の互選とする。
- (4) 理事は、次のとおり選出する。
ア 会長指名理事（女性を含む） 若干名
- (5) 監事は、総会において選出し、他の役員を兼ねることができない。

- (6) 総会の議決、承認を経ないで選出された役員である理事長、理事は、総会の承認を得なければならない

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、理事とともに会務の企画・立案・執行にあたる。
- (4) 監事は、本連盟の会務の執行状況及び会計、その他を監査する。
- (5) 理事は、理事会を構成し、総会の決議に基づき会務を審議し、実行する。

(任期)

第15条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の仕事は、その残留期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その仕事を行わなければならない。

(役員の仕事)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び総会において、その出席者の過半数の議決により、これを仕事することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(名誉会長及び顧問並びに参加)

第17条 本連盟に名誉会長及び顧問並びに参加を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問並びに参加は、理事会および総会の同意を得て会長が本連盟等の功労者からこれを委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問並びに参加は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(事務局)

第18条 本連盟の仕事を処理するため、事務局を置くことができる。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 会計 1名
- 2 事務局の仕事等は次のとおりとする。
- (1) 会長は、総会の承認を得て事務局長を委嘱する。
 - (2) 事務局長は、会長及び理事長の命を受け、会務を処理し、仕事を執行する。
 - (3) 会計は、会長及び理事長の指示に従い、会計の業務を行う。

(会議)

第 18 条 本連盟に次の会を置くものとする。

- (1) 総会（定時総会及び臨時総会）
- (2) 理事会

(会議の構成及び招集等)

第 19 条 本連盟の会議の構成及び招集等は次のとおりとする。

- (1) 総会は、本連盟の議決機関であって、会長、副会長及び個人会員をもって構成し、会長が招集して議長となる。
- (2) 総会は、定時総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- (3) 定時総会は、毎年 4 月に開催する。（事情のある場合はこの限りではない）
- (4) 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合とする。但し、全個人会員の 3 分の 1 以上の申し出があったときは、1 か月以内に開催しなければならない。
- (5) 理事は、総会に出席して意見を述べることができる。

2 総会は次の事項を決議、承認する。

- (1) 規約等の改廃
- (2) 予算及び決算
- (3) 事業報告及び事業計画
- (4) 役員の変更及び解任
- (5) 会則に定められた事項
- (6) 本連盟に入会を希望する団体及び個人の承認
- (7) その他、重要事項

3 理事会は本連盟の執行機関であって、理事長及び理事をもって構成し、理事長が招集して議長となる。会長及び副会長並びに監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事会において次の事項を行うものとする。

- (1) 会則に定められた事項の執行
- (2) 総会から付託された事項の執行
- (3) 総会に提出する議案の協議

5 理事会において処理した事項は、総会に報告しなければならない。

(会議の議決及び構成)

第 20 条 会議は、構成員の半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

2 可否同数の場合は、議長の決するところとする。

3 理事会、総会においては、代理人の出席を認める。委任状提出者は出席とみなす。

(経費)

第 21 条 本連盟の経費は、別に定める会費、分担金、手数料及び寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(監査)

第 22 条 本連盟の収支決算及び財産目録は、監査の結果を付して理事会及び総会に報告し、その承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 23 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(解散)

第 24 条 本連盟は、個人会員の 4 分の 3 以上の出席による総会において、出席会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければ解散することができない。ただし、委任状は出席人数に含める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 7 日から施行する。